

キラキラ公園に係る利用上の注意事項

皆さんが気持ちよくいられるよう、ルールを守って使用しましょう。

1 キラキラ公園（北ふ頭内緑地）内での禁止行為

施設を損傷したり、他人の迷惑となるような次の行為は禁止です。

- ①焚き火や焼肉など火気の使用。
- ②芝生やデッキ、ボード等に穴を開ける行為。
- ③キャンプ（宿泊）。
- ④その他施設を損傷させる可能性のある行為。
（ペグを使用するテント・タープ等、スケートボード・ローラースケート等）
※施設を損傷させた場合、原因者に原状回復をしていただきます。
- ⑤海沿いの転落防止柵を乗り越えてはいけません。
- ⑥打ち上げ花火（手持ちの打ち上げ花火含む）や爆竹などは、危険で周辺の迷惑になりますので禁止します。手持ち花火のみ、下記の指定エリア（砂地）に限り使用ができます。



2 ごみは持ち帰りましょう。

3 集会、展示会、物販、その他土地の占用など、特定の行為をしようとするときは、管理者の許可が必要です。

* 緑地に隣接する岸壁（海側の舗装部）での火気の使用は禁止です

*** 公園内では靴又はサンダルをはき、「はだし」では絶対に遊ばないでください。**